

文部科学省の学習指導要領と対話型鑑賞

- 感じ取ったことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなど、言語活動を充実することも重要である。
- 作品などに対して意見を述べ合う中で、共通点だけでなく異なった捉え方や感じ方を大切にし、互いのよさや個性などを認め合うように活動を進めるなどの配慮が必要である。教師と児童の対話だけではなく、児童同士の対話につなげることが重要である。

小学校学習指導要領解説（図画工作編）p.74

- 鑑賞は、知識を詰め込むものではなく思いを巡らせながら対象との関係を深め、自分の中に新しい意味や価値をつくりだす創造活動である。
- 鑑賞の学習では、生徒の主体的な鑑賞の活動を促すために、自己との対話などにより一人一人が自分の見方や感じ方をもてるようにする場面や主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びを深めるために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点から授業の構成を工夫することが必要である。

中学校学習指導要領解説（美術編）p.40,p.75

- 主体的な鑑賞の活動により鑑賞に関する資質・能力を育成するために、学習のねらいに応じて美術作品などの適切な選定をしたり、生徒の作品についてもお互いに鑑賞の対象としたりするとともに、言語活動の充実を図ることが大切である。その際、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、価値意識をもって討論や批評し合ったりするなどの対話的な活動を通して、対象の捉え方や感じ方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気付き、自他の作品の特性や個性を踏まえて見方や感じ方を深めるようにすることが必要である。

高等学校学習指導要領解説（芸術／美術編）p.125